

第2期スポーツ基本計画について

【第2期スポーツ基本計画について】

- プロスポーツ及び障がい者スポーツの発展や国際化などの環境変化を踏まえ、国では、スポーツ振興法を全面改正し、平成23年8月にスポーツ基本法を制定、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定し、平成24年度から5年間の具体的施策を示した。
- 計画の策定後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定するとともに、障がい者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省に移管され、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するためスポーツ庁が創設されるなど、スポーツに対する関心がこれまでになく高まっている。
- このような中、平成29年度から5年間の「第2期スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしている。

第2期スポーツ基本計画における四つの基本方針（平成29年3月24日策定）

1 スポーツで「人生」が変わる！
スポーツを「みる」「する」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わっていく

2 スポーツで「社会」を変える！
スポーツで社会の課題解決に貢献し、前向きで活力に満ちた日本を創る

3 スポーツで「世界」とつながる！
スポーツで世界に発信・協力し、世界の絆作りに貢献する

4 スポーツで「未来」を創る！
2020年東京オリンピック・パラリンピック等を好機として国民運動を展開、オリンピック・パラリンピックムーブメントを推進し、「一億総スポーツ社会」を実現する

計画期間において、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現

第2期スポーツ基本計画のポイント

スポーツ基本計画・・・スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(平成33)年度。

